

令和8年度稲沢市一般廃棄物処理実施計画

- 1 対象区域
稲沢市全域

- 2 計画期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 3 一般廃棄物の発生量見込み

区 分	総 量
ごみ 及び 資源	32,127 t/年
し尿 及び 浄化槽汚泥	49,700 kl/年

- 4 一般廃棄物の減量化（排出抑制、資源化）及び適正処理のための方策

- (1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進施策

- ア 生ごみの減量・資源化の推進

家庭から出る生ごみの減量に向けて、「3キリ運動（使いきり・食べきり・水きり）」をはじめとした周知・啓発により、生ごみの減量化へ取り組みます。

また、段ボールコンポストの普及・啓発や電動生ごみ処理機等の購入費補助に取り組み、家庭から出る生ごみの資源化を推進します。

- イ 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けて、家庭で消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」の実施、会食での食べ残しを減らす「3010運動」の推進をします。

- ウ リユース事業の推進

既存の事業（リユース文庫・子ども用品リユース事業）について広く情報を発信し、利用者を増やすことで市民のリユース意識の向上を図ります。特に子ども用品リユース事業については、若い子育て世代へごみ減量を啓発する施策として、積極的に活用します。

- エ 事業系リサイクル資源の一部受入れ

事業者から出る資源について、資源化の推進及び事業者への啓発機会獲得のため、拠点回収で限定的に受入れを行います。

- オ 市民による資源回収の促進

行政区で行っているリサイクル資源の分別収集や子ども会・PTA等の団体による集団回収に対して、回収したリサイクル資源の重量に応じた奨励金を交付します。

カ ペットボトルの水平リサイクルの実施

市で回収した使用済みペットボトルを新たなペットボトルとしてリサイクルする「水平リサイクル」を実施し、循環型社会の実現、CO2 排出量の削減を推進します。

キ プラスチック資源の一括回収の実施

プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を令和9年2月（予定）より開始し、ごみの削減、CO2 排出量の削減、プラスチック資源循環を促進します。

(2) 適正処理の推進施策

発火性危険物の別収集

スプレー缶やライター、リチウムイオン電池など発火のおそれのある一般廃棄物について、安全かつ適正に処理するため、発火性危険物として別収集を行います。

(3) 市民への周知啓発の推進施策

ア 情報発信における広報・ホームページ・SNS等の活用

ごみ減量に関する情報発信について、DXや各媒体を積極的に活用し、適時適切な情報提供を行います。また、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」について、外国人の方に向けて、6か国語に対応していることの周知も行い、利用の拡大を図ります。

イ 排出指導による分別マナーの徹底

ごみ集積場所を定期的に巡回し、排出者に対し分別マナーの啓発を行います。また、不適正排出者に対する排出指導を徹底します。

ウ 出前講座の実施

市民または事業者のごみ減量意識を高めるため、地域や学校、保育園、事業所等においてごみの減量に関する出前講座を実施します。

5 ごみ処理実施計画

(1) 収集・運搬計画

ア 家庭系廃棄物

市は次の区分に応じて家庭系廃棄物を収集及び運搬するものとします。

区 分	主 な 対 象	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、枝木（太さ3cm以下）、繊維くず、皮革類（合成も含む）、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、アルミホイル、軟質プラスチック製品、汚れの取れないプラスチック製容器包装	
不燃ごみ	陶磁器、ガラス、鏡、電球、小型電気製品、傘、硬質プラスチック製品、枝木（太さ3cm超10cm以下）	
粗大ごみ	45リットルの指定ごみ袋に入れて口がしばれないもの、1点で5kgを超えるもの及び、市が指定するもの（リサイクル料金納付済みの特定家庭用機器を含む。）	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（汚れの取れないものを除く）	
※製品プラスチック	製品プラスチック（汚れの取れないものを除く）	
発火性危険物	スプレー缶、カセット式ガスボンベ、リチウムイオン電池使用製品、加熱式たばこ、ライター、ガスマッチなど	
乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池（ボタン型電池を含み、充電式電池、バッテリー等は除く）	
水銀製品	水銀温度計、水銀血圧計、水銀体温計	
蛍光管	蛍光管	
リ サ イ ク ル 資 源	紙類	新聞紙・チラシ、雑誌、ミックスペーパー、段ボール、牛乳パック
	布類	古着、毛布、シーツ、カーテン
	ガラスびん類	飲料、食料、化粧品
	金属類	スチール缶・小物の鉄類、アルミ缶
	ペットボトル	飲料、酒類、調味料等に使われていたもの
	天ぷら油	植物性食用油
	小型家電	携帯電話、電話機、ルーター、デジタルカメラ、ゲーム機、コントローラー、音楽プレーヤー、カーナビ、パソコン周辺機器、ACアダプタ、ケーブル、小型充電式電池 ※長辺 20cm 程度までの小型電気製品
	インクカートリッジ	ブラザー、キヤノン、エプソン、日本 HP の純正品のインクカートリッジ
	羽毛製品	羽毛ふとん、ダウンジャケット

※製品プラスチックは、分別収集を令和9年2月から開始する。

イ 事業系一般廃棄物

(ア) 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入または市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者(以下「許可業者」という。)に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	主 な 対 象
可燃ごみ	厨芥類、紙くず、枝木(太さ3cm以下)、繊維くず、紙おむつ(汚物を取り除いたもの)
不燃ごみ	枝木(太さ3cm超10cm以下)

(イ) ペットボトル、スチール缶・小物の鉄類、アルミ缶については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭系廃棄物と同等程度のものに限り、品目別の発生量が1収集日につき45リットルの指定ごみ袋5袋相当を限度とします。また、市が指定する場所への自己搬入を原則とします。

(ウ) 事業系一般廃棄物で排出されるもののうち、紙ごみのリサイクルについて事業者と連携を取り、推進します。

ウ 特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)対象機器

排出者が、購入した小売業者または買換えする小売業者に引取りを依頼し、必要な費用を負担した上で引渡しすることを原則とします。

区 分	廃棄物の具体例
家電リサイクル法の対象となるもの	テレビ、エアコン(室外機を含む)、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機

ただし、買換え以外で、購入した小売業者が廃業で存在しない場合または購入した小売業者が遠方で引渡しが困難な場合は、次の方法で引渡しすることとします。

(ア) 指定引取場所への自己搬入

排出者は、直接下記の指定引取場所まで搬入します。「再商品化等料金(以下「家電リサイクル料金」という。)」は事前に郵便局で支払います。

指定引取場所	
昭栄金属(株)	一宮市丹陽町五日市場字天上126

(イ) 連携事業者への依頼

排出者は、インターネットや電話で連携事業者に回収を申し込みます。宅内からの搬出は連携事業者が行い、「家電リサイクル料金」は、回収時に連携事業者へ直接支払います。

※稲沢市はリネットジャパンリサイクル(株)、SGムービング(株)と廃家電製品の回収に係る連携協定を締結済み

(ウ) 市による粗大ごみ有料戸別収集の利用

排出者は、「家電リサイクル料金」を郵便局で支払った後、市へ粗大ごみ有料戸別収集の申し込みをした上で、指定引取場所までの運搬を依頼します。

(エ) 許可業者への依頼

排出者は、「家電リサイクル料金」を郵便局で支払った後、許可業者に指定引取場所までの運搬を依頼します。

エ 本市が収集しない一般廃棄物

市で処理することが困難または危険である下記のものについては、市で取り扱わないこととします。排出者は、販売店等に引取りを依頼します。

分類	主な品目
農薬・化学薬品	農薬、化学薬品、劇物
廃油	ガソリン、灯油、エンジンオイル
塗料類	ペンキ、コールタール
タイヤ	車のタイヤ
自動車部品	バンパー、エアロパーツ
バッテリー	カーバッテリー、電動自転車のバッテリー、その他大型バッテリー
ガスボンベ	L P ガスボンベ、高圧ガスボンベ
建築廃材	瓦、コンクリートブロック、レンガ、ガレキ、石膏ボード
木材	直径・厚さが 10cm を超える木材
フロン類使用製品	除湿機、冷風機、ウォーターサーバー
F R P 船	和船、オープンボート、水上オートバイ、カヌー
その他	金庫（大型・耐火）、ピアノ、温水器、漬物石、浴槽、火薬類、農業用機械、ウッドデッキ、うす（石・木製）

※これら市では収集・処理しないものの引取先を紹介するため、一定の基準を定めて引取業者の情報を募集し、ホームページで公開します。

オ 収集・運搬計画

区 分		処理 主体	収集 回数	収集方法	運搬先	年間 処理量	
市 収 集	可燃ごみ	市	週 2 回	指定袋による 集積場所収集	焼却施設	19,819 t	
	不燃ごみ		月 2 回	指定袋による 集積場所収集	破砕施設	1,229 t	
	粗大ごみ		随時	事前申込制に よる各戸収集	破砕施設	139 t	
	プラスチック製容器 包装		週 1 回	指定袋による 集積場所収集	選別・保管 施設	1,360 t	
	※製品プラスチック		週 1 回	指定袋による 集積場所収集	選別・保管 施設	90 t	
	発火性危険物		週 2 回	透明袋による 集積場所収集	選別・保管 施設	27 t	
	行政区 回 収		紙類	月 1 回	行政区で決め られた集積場 所での収集	回収拠点 から直接、 資源化事 業者へ引 渡し	1,261 t
			布類				105 t
			ガラスびん類				375 t
			金属類				124 t
			ペットボトル				180 t
	拠点 回 収		紙類	随時	市役所、支所、 市民センター、 環境センター 等の公共施設 (以下「公共施 設」という。) に設置した回 収拠点での収 集	回収拠点 から直接、 資源化事 業者へ引 渡し	25 t
			布類				34 t
			ガラスびん類				26 t
			金属類				1 t
			ペットボトル				1 t
			乾電池			資源化施 設	42 t
			水銀製品・ 蛍光管			1 t	
			天ぷら油			選別・保管 施設	7 t
小型家電		8 t					
インクカートリ ッジ		1 t					
羽毛製品	1 t						

※製品プラスチックは、分別収集を令和 9 年 2 月から開始する。

区 分		処理 主体	収集 回数	収集方法	運搬先	年間 処理量	
市 収 集	地 域 ス テ ー シ ョ ン	紙類	市	年 39 回	市役所、支所、 市民センター 等の駐車場に おいて指定日 曜日に収集	回収拠点 から直接、	58 t
		布類				資源化事 業者へ引 渡し	11 t
		ガラスびん類					32 t
		金属類					6 t
		ペットボトル					4 t
		蛍光管				資源化施 設	1 t
		天ぷら油				選別・保管 施設	1 t
許 可 業 者 収 集	可燃ごみ	許 可 業 者	随 時	無色透明また は白色半透明 の 45 リットル 以下の袋に入 れて排出	焼却施設	5,692 t	
	不燃ごみ				破砕施設	58 t	
自 己 搬 入	可燃ごみ	排 出 者	/	/	焼却施設	620 t	
	不燃ごみ				破砕施設	880 t	
	粗大ごみ						

(2) 中間処理計画

ア 焼却処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市収集	可燃ごみ	市	19,819 t
	発火性危険物（ライター類）		4 t
許可業者収集	可燃ごみ		5,692 t
自己搬入	可燃ごみ		620 t
破碎処理後	破碎残渣		1,800 t

イ 破碎処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市収集	不燃ごみ	市	1,168 t
	粗大ごみ		139 t
許可業者収集	不燃ごみ		58 t
自己搬入	不燃ごみ		880 t

ウ 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市収集	ガラスびん類 （その他の色）	市	58 t
	プラスチック製容器包装		1,360 t
	製品プラスチック		90 t
	発火性危険物		27 t
	乾電池		42 t
	水銀製品・蛍光管		2 t

(3) 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
焼却処理後	焼却残渣主灰	市	3,341 t
	焼却飛灰処理物		814 t

(4) 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
市収集	プラスチック製容器包装	市	1,236 t
	製品プラスチック		82 t
	紙類		1,344 t
	布類		150 t
	ガラスびん類		433 t
	金属類		131 t
	ペットボトル		185 t
	発火性危険物（スプレー 缶類）		23 t
	乾電池		42 t
	水銀製品・蛍光管		2 t
	天ぷら油		8 t
	小型家電		8 t
	インクカートリッジ		1 t
	羽毛製品		1 t
破碎処理前	金属回収(廃金属)	48 t	
	金属回収(小型家電)	13 t	
破碎処理後	金属回収	423 t	
焼却処理後	焼却残渣主灰	3,341 t	

(5) 施設の概要

ア 市有施設の概要

名 称	所在地	処理機械型式	処理能力	
稲沢市環境 センター	稲沢市中野川端 町 74	全連続燃焼式焼却炉	焼却処理	180 t/ 24 h (60t×3 炉)
		横型回転破碎機 二軸せん断破碎機	破碎処理	50 t/ 5 h

イ 市外施設の概要

名 称	所在地	区 分	計画処理量
株式会社クレス名古屋	海部郡飛島村木場一丁目 7-1	ペットボトル	180 t
株式会社アイホク	北名古屋市鍛冶ヶ一色西二丁目 52	プラスチック 製容器包装	1,360 t
株式会社大原ガラスリサイクル	岩倉市北島町中野田 36	ガラスびん類	58 t
株式会社第一油脂	一宮市明地字東東城 95	天ぷら油	6 t
野村興産株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1	乾電池・水銀 製品・蛍光管	35 t
有限会社八開チップ	愛西市鵜多須町寺浦 108	剪定枝等	3,000 t
フルハシ EPO 株式会社	清須市西堀江西浦 2417 番地 1	剪定枝等	30 t
高橋造園土木有限会社	一宮市萩原町西御堂字南江西 19	剪定枝等	100 t
株式会社美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195-1	実験動物の死 体等	1 t
株式会社ディーアイデー	一宮市明地字井之内 34-1	食品残渣等	163 t
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目 1102	食品残渣等	372 t
株式会社小柵屋	海部郡飛島村木場二丁目 80 番	食品残渣等	25 t
株式会社バイオス小牧	小牧市大字下末字野本 398 番	食品残渣等	6 t
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713	焼却灰	500 t
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺 1361-1	焼却灰	300 t
株式会社ウイズウェイ ストジャパン	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169-2 他	焼却灰	700 t
株式会社南都興産	奈良県御所市大字重阪 329 番地他	焼却灰	300 t

(6) 最終処分計画（埋立て）

名 称	所在地	区 分	計画処理量
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	武豊町大字東大高地先衣浦港3号地	焼却灰等	2,700 t

6 生活排水処理実施計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

市内のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者（別表）がし尿汲取り・浄化槽清掃と併せて実施します。

また、処理については、施設において128kℓ/日の処理稼働が可能であり、公共下水道に放流できる水質まで希釈する前処理と前脱水を行い、残った汚泥はごみ処理施設の助燃剤として有効活用します。

(2) 収集・運搬及び処理計画

区 分	処理主体	収集回数	収集方法	運搬先	年間処理量
し尿	許可業者	随時	各戸収集	し尿処理施設	2,200 kℓ
浄化槽汚泥					47,500 kℓ

ア 処理形態別人口

区 分	人 口
1 水洗化・生活雑排水処理人口	
公 共 下 水 道	64,766 人
農 業 集 落 排 水 施 設	7,178 人
合 併 処 理 浄 化 槽	47,500 人
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	496 人
2 水洗化・生活雑排水未処理人口	
単 独 処 理 浄 化 槽	8,255 人
3 非水洗化人口	
汲 み 取 り 便 槽	4,240 人
合 計	132,435 人

(2025年3月31日現在)

イ 処理施設の概要

名 称	所在地	対 象	処理能力	
稲沢市汚泥 リサイクル 処理センタ ー	稲沢市平和町須 ヶ谷本田 101 番 地 1	し尿・浄化 槽汚泥	下水道投入固液分離 処理 (前脱水+希釈放流)	128 kℓ/日

(3) 生活雑排水処理促進に関する方策

①合併処理浄化槽への転換促進

汲み取り便槽又は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する個人に対して補助金の交付を行う。

②浄化槽の適正な維持管理の促進

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

(別表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく許可業者一覧

名 称	所在地	内 容
オオブユニティ株式 会社	稲沢市梅須賀町六丁目36	浄化槽汚泥
株式会社サンキョー クリエイト	稲沢市正明寺二丁目22-5	し尿、浄化槽汚泥
尾西清掃株式会社	愛西市西保町北川原179-4	し尿、浄化槽汚泥
有限会社大政	津島市愛宕町9丁目11番地3	し尿、浄化槽汚泥
有限会社杉本清掃	稲沢市平和町下起中219	し尿、浄化槽汚泥